

改正個人情報保護法の対応できていますか？

2022年4月1日より『改正個人情報保護法』が施行されます

個人情報保護法に「漏えい等の報告」に関する条文が新設され、これまでよりも情報漏えい時の対応が厳格化されます。具体的には以下の義務が明文化されます。

1. 法改正により義務化されること

個人情報保護委員会への報告の**義務化**

漏えい対象となった被害者本人への通知**義務化**

改正前

個人情報を漏えいした、またはそのおそれのある場合、事業者による個人情報保護委員会への報告は任意、本人への通知についても実施が望ましいとされているだけであり、いずれも義務ではありませんでした。

改正後

事業者は個人情報の漏えいまたはそのおそれのある場合で、個人の権利利益を害するおそれがある場合、「個人情報保護委員会への報告」および「本人への通知」が義務となります。



© JAPAN-DA

上記対応を怠った場合、ペナルティはあるのでしょうか？



個人情報保護委員会の命令に違反した場合、**最高1億円の罰金**が科される可能性があります。情報漏えいが発生時は、必ず個人情報保護委員会への報告と被害者本人への通知を行いましょう。

2. 事故時に必要な対応について

① 個人情報保護委員会への報告

- サイバー事故発生有無の確認のための専門事業者委託
- 原因調査、被害範囲特定のための調査
- 報告対象有無の確認や報告書作成のための弁護士相談

② 情報漏えいの被害者本人への通知

- 被害者からの問い合わせ対応（コールセンター設置）
- 漏えい被害者の特定
- 通知文作成のための弁護士相談

▶ **専門業者の迅速なサポート**

▶ **多額の費用発生の可能性**



損保ジャパンのサイバー保険では、事故時に発生する**費用や専門業者によるサポート体制を提供**します！

詳細は裏面をご参照ください